

事 務 連 絡
令和3年1月14日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
会長 吉村 真行 様

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた
対応について（依頼）

昨日開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い別添のとおり「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、昨日持ち回りにて開催された第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、貴連合会におかれましては、別添の大臣指示を踏まえ、今回追加となった2府5県に対しても取組の実施を徹底していただくとともに、貴連合会会員に対しても、改めて感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（別添2）第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示